

## 中教審「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」に注文する

7月20日から「特別支援教育の在り方について」を本格審議する中央教育審議会初等中等教育分科会、特別分科会に対して、インクルーシブ教育の制度化を強く求めてきた公教育計画学会として、以下の点を強く望みたい。

1. 6月27日に出された「障がい者制度改革推進会議」の「障がい者制度改革のための基本的な方向（第一次意見）」は、分離別学体制の維持強化を図ろうとする諸勢力の抵抗により、障害者権利条約第24条で規定されるインクルーシブ教育制度そのものの具体化に向けた動きを弱めるような内容になってしまっている。しかしながら、ここで示された方向性は、議論の出発点として特別支援教育を絶対とする文部科学省の姿勢に比べ、評価できる点があると考えられる。したがって、この一次意見に示された提言をまずは、分科会の議論の基本に踏まえるようにすること。
2. 主な検討事項として「インクルーシブ教育システムの構築という権利条約の理念を踏まえた就学相談・就学先決定の在り方及び必要な制度改革」が示されているが、単に就学相談・就学先の決定の在り方だけを検討するのではなく、インクルーシブ教育システムの構築にむけた制度改革論議を、上記した推進会議の認識に沿ってインクルーシブ教育を提言する当事者等の意見を十分に踏まえながら行うこと。したがって、2009年2月に公表された文部科学省の「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の中間報告で示された就学先決定における「総合的判断」を前提とする審議にはしてはならないこと。
3. インクルーシブ教育に関しての消極的な議論をみると、インクルーシブ教育の具体化の困難性ばかりをあげつらい、それを「理念」としてのみ意図的に理解しようとする思惑などが垣間見えてくる。そうした意見に振り回されることなく、制度の基本的在り方としてインクルーシブ教育を求めるようになった障害者権利条約の制定過程での議論を基本的に踏まえつつ、インクルーシブ教育の制度化を具体的に展開する工程を示すこと。

2010年7月19日

公教育計画学会